

**「指定短期入所生活介護事業所」
「指定介護予防短期入所生活介護事業所」重要事項説明書**

当施設は介護保険の指定を受けています。(熊本県 指定 第 4373100728 号)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

* 当施設の入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でも入所は可能です。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 共成舎
- (2) 法人所在地 熊本県球磨郡あさぎり町上西字清水835番地
- (3) 電話番号 0966-45-6777(代表)
- (4) 代表者氏名 永田 卓生
- (5) 設立年月日 平成 10 年 3 月 20 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 4 月 1 日 指定
熊本県 4373100728 号
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が営めることができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用設備等をご利用いただき、介護福祉サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 鐘ヶ丘ホーム
- (4) 施設の所在地 熊本県球磨郡あさぎり町上西字清水835番地
- (5) 電話番号 0966-45-6777(代表)
- (6) 事業所長(管理者)氏名 河野 雄一
- (7) 当事業所の運営方針
 - ゆとりある日常生活の提供
 - 家庭的な環境の中での個別ケア(ユニットケア)
 - 個々人にあったレクリエーション、クラブ活動の提供
 - 日常生活の中にリハビリテーションを取り入れる
 - プライバシーの尊重
 - 地域に対してオープンな施設
- (8) 開設年月日 平成 10 年 4 月 1 日
- (9) 営業日および受付時間

営業日	年中無休
受付(入所)時間	10時～15時
予約受付時間	8時30分～17時30分
- (10) 入所定員 12 人

(11)居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しております。原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への住居を希望される場合には、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	4室	共用洗面台・トイレ有り(居室内)
2人部屋	5室	
4人部屋	8室	東5～7は居室内に共用洗面台・トイレ有り
4人部屋	2室	ショート・ステイ用居室
2人部屋	1室	ショート・ステイ用居室
2人部屋	1室	ショート・ステイ用居室 共用洗面台・トイレ有り
合計	21室	
食堂	1室	
リハビリコーナー	1室	[主な設置機器]移動式平行棒(歩行バー)、湿性温熱療法パック加湿装置(ホットパック)、マイクロ波治療機、マッサージ器、移動式姿勢矯正鏡
(一般)浴室	1室	生活リハビリ浴槽×2、普通浴槽×1
(特別)浴室	1室	リフト浴、特殊浴槽
医務室	1室	

* 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者や御家族と協議の上決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項 上記表の備考欄を参照してください。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

(職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(兼務)	1名	1名
2. 介護職員及び看護職員(兼務)	4名以上	4名
3. 生活相談員(兼務)	1名以上	1名
4. 機能訓練指導員(兼務)	1名以上	1名
5. 医師(兼務)	0.025名以上	必要数

* 常勤換算:職員それぞれの週当りの勤務時間数を当施設における常勤職員の所定勤務時間で除した数字。(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では1名(5時間×8名÷40時間=1名)

(主な職員の勤務体制)

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	不定期(週 1 回) 14:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7:00～10:00 4名以上 日中 10:00～16:00 8名以上 夕方 16:00～21:00 5名以上 夜間 21:00～7:00 2名以上
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 7:30～18:30 1名以上
4. 機能訓練指導員	機能訓練指導員(作業療法士)による機能訓練指導 週1回のPTによる機能訓練

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります |
|--|

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事(栄養管理にかかる費用)

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)

朝食 7:30～9:30

昼食 12:00～13:30

夕食 17:30～18:30

②入浴

- ・入浴または清拭を週2回行ないます。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行ないます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活がおくれるよう、適切な整容が行なわれるよう配慮します。

⑦送迎料

実施地域	あさぎり町、人吉市、五木村、球磨村、相良村、多良木町、錦町、水上村、山江村、湯前町
------	---

1. 送迎利用料	1,840円
----------	--------

2. うち、される金額介護保険から給付	1, 656 円
送迎利用に係る自己負担額(1-2)	184 円

☆実施地域を超える地域に関しては、越えた距離に対し1km 毎に15 円をお支払いいただきます。(有料道路料金に関しましても個人負担していただきます)

☆ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) その他介護給付サービス加算

- ・療養食加算: 医師の指示に基づく療養食を提供した場合。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条、第 8 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額(1 日あたり)のご負担となります。

② 居住に要する費用(光熱水費及び室料)

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1 日あたり)のご負担となります。

③ 特別な食事の提供に要する費用

利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(4) 利用料金のお支払方法

前期(1)(2)の料金・費用は、サービス終了時にご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第 9 条参照)

・利用予定期間の前にご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応について

入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に、必要な措置を講じます。

6. 賠償責任について

入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や御相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

職名 副施設長 担当者 榎田 美代

○受付時間

毎週 月～金 8:30～17:30

又、苦情受付ボックスを正面玄関下駄箱横に設置しています。

※ 苦情処理を行う為の処理手順

- ・ 苦情があった場合は、ただちに担当者が連絡を取り、詳しい事情の聴取を行うとともに現場状況の確認を行います。
- ・ 担当者が必要であると判断した時は、管理者まで含めた検討会を行います。（検討会議を実施しない場合でも、必ず管理者に処理結果を報告します）
- ・ 迅速な問題解決に努め、報告致します。

内容につきましては必ず記録に残し、再発防止に努めます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

あさぎり町役場 高齢福祉課	所在地 球磨郡あさぎり町免田東1989番地の 3 電話番号 0966-45-7215 受付時間 9:00～17:00
国保連合会 介護保険課介護事業係	所在地 熊本県熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号 電話番号 096-365-0329(直通) 受付時間 9:00～17:00
熊本県社会福祉協議会	所在地 熊本県熊本市中央区南千反畑町 3 番 7 号 電話番号 096-324-5454(代表) 受付時間 9:00～17:00

8. 第三者評価の受審状況 受審無し

9. 利用者及びご家族へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等は、お客様の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書と一緒に大切に保管してください。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 鐘ヶ丘ホーム

説明者職名 生活相談員 氏名 中竹 幸子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

★なお、利用者本人の希望に応じて(体調等に配慮し)、他利用者(介護老人福祉施設利用者)と共に園外での活動(花見・買い物等)を行っております。ただし、事故等のリスクが園内よりも高まりますので、参加する方はご家族の了承をいただいております。
こうした利用中の園外活動に参加することに、

同意します

同意しません